平成２５年（フ）第２６０号
愛知県みよし市三好町弥栄１番地13　ハイツビュー三好301号
債務者　近藤　　静
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
奈良県橿原市城殿町470番地　市住城殿団地１―408号
債務者　馬口　誓男
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１６６号
奈良県磯城郡田原本町319番地の13　302
債務者　森口　光一
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１６７号
奈良県大和高田市旭南町２番２―220号　リヴェール大和高田
債務者　吉崎　　亮
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
奈良県葛城市八川128番地１
債務者　貴島　大陽
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
山口県宇部市大字妻崎開作161―19、住民票上の住所山口県美祢市西厚保町原2263番地
債務者　大場　静男
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第４３号
北海道網走郡美幌町字三橋南22番地　公住１号棟Ａ―402号
債務者　南　はるみ
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第２５７号
埼玉県三郷市早稲田３丁目12番地１　エスポワールツツミ102号
債務者　垰　喜久男
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
埼玉県三郷市早稲田３丁目12番地１　エスポワールツツミ102号
債務者　垰　今朝美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
埼玉県春日部市備後東３丁目６番22号
債務者　石川智恵美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
千葉県船橋市前原西２丁目８番11号
債務者　山本　裕介
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５０３号
千葉県八千代市大和田新田456番地40　コーポ今井201号
債務者　押切　　寛
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５３７号
千葉市中央区仁戸名町361番地21　ガーデンコート仁戸名206号
債務者　木村はすみ
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５６２号
千葉県市川市本北方２丁目33番19号　シャルマン市川101号
債務者　菅井　正幸
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第９号
千葉県香取市津宮274番地１津の宮荘４号室
債務者　松本　春雄
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第１４８号
高知市瀬戸西町１丁目221番地
債務者　山﨑　志乃
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５９号
高知県吾川郡いの町枝川971番地35　コーポ都307号室
債務者　森田　光代
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
高知地方裁判所破産係